

北海道臨床開発機構 シーズ募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北海道臨床開発機構(以下「機構」という。)におけるシーズの募集に関する手順について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、実用化への橋渡し研究支援が必要と判断される新たなシーズを募集・採用し、当該シーズの橋渡し研究を支援する。

(募集対象)

第3条 シーズの募集は、次に掲げる機関を対象として行う。

- (1) 北海道公立大学法人札幌医科大学, 国立大学法人北海道大学, 国立大学法人旭川医科大学
- (2) 前号以外の、北海道内の大学, 研究所, 企業など
- (3) 前二号以外の大学, 研究所, 企業など

(募集手順)

第4条 シーズ募集に関する案内, 相談, 申請は、下記の手順で行う。

- (1) 案内は、機構広報が主体として行う。
- (2) 研究者からのシーズ応募に関する相談は、様式1にて受付を行う。機構事務局は提出された当該書類を受理後、機構スタッフが当該研究者との相談を行う。
- (3) 申請は、様式2にて受付を行う。機構事務局は提出された申請書の書誌事項を確認後、申請を受理する。

(庶務)

第5条 シーズ募集に関する庶務は、機構事務局において行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、シーズの募集に関し必要な事項は、研究開発戦略会議議長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 21 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。